

保険者努力支援制度（事業費分・事業費連動分）について

1 保険者努力支援制度（事業費分・事業費連動分）の概要

- 県・市町村が「予防・健康づくり」のため行う国保ヘルスアップ（支援）事業の財源となる「**事業費分**」と、当該事業の実施状況等を採点して都道府県に交付される「**事業費連動分**」から構成される。
- 令和5年度の事業費分・事業費連動分の本県交付見込み額は次のとおり。

事業費分 全国総額 202 億円

令和5年度 交付額 **393,200 千円**（前年度比▲50,401 千円）

＜うち県分 28,666 千円、市町村分 364,534 千円＞

令和4年度 交付額 **443,601 千円**

＜うち県分 26,863 千円、市町村分 416,738 千円＞

事業費連動分 全国総額 228 億円 ※ 令和4年度 300 億円（72 億円減少）

令和5年度 交付額 **341,137 千円**（前年度比▲686,192 千円）

1 人当たり交付額 268 円（1,273,382 名）

令和4年度 交付額 **1,027,329 千円**

1 人当たり交付額 774 円（1,327,453 名）

2 令和5年度の実施状況

（1）事業費分

市町村が被保険者の健康の保持増進や疾病予防などを目的に行う「国保ヘルスアップ事業」及び、県が市町村を支援するための「国保ヘルスアップ支援事業」について、事業費の全額を交付するもの。

事業費分を活用した「国保ヘルスアップ事業」を行う市町村数が 52 市町村から 53 市町村に増加したことや、市町村が行う事業の全体数が 204 事業から 216 事業に増加した。

なお、事業内容の見直しにより事業に必要な費用が抑えられたことなどにより、交付額は前年度から約5千万円減少した。

(2) 事業費連動分

市町村が行う「国保ヘルスアップ事業」や県が行う「国保ヘルスアップ支援事業」について、国が事業の数や種類などの取組状況等について採点し、点数に応じて交付金が配分されるもの。

県が実施する「国保ヘルスアップ支援事業」において、県が分析したデータを基に市町村担当者とアイデアを出し合い新規事業の企画・検討を行うアイディアソン事業に取り組んだことにより、10点（約2億3千万円）の増加となった。

一方で、国が設定する評価指標の削除や配点の変更されたことや国の予算額の減少等により、29点（約6億7千万円）減少したことから、全体としては点数で19点減少し、交付額では約6億8千万円減少した。

増減の原因となった得点状況の詳細は以下のとおり。

[参考：アイディアソンとは]

アイデア（Idea）とマラソン（Marathon）を掛け合わせて造られた造語であり、特定のテーマを決めてグループ単位でアイデアを出し合うことにより、それまでになかった新しいアイデアや特定の課題の解決方法を見つけることを目的に行われる。

【 指標①：事業の種類や数による評価 】 **24点 → 28点（+4点）** ※ 1点は 約2,300万円
(4点 = 約9,200万円)

・ 県の「国保ヘルスアップ支援事業」の拡大による増加（+10点）

（市町村支援のため県が行う「国保ヘルスアップ支援事業」の取組の種類が多いほど評価される。県の取組が5種類から6種類に拡大したことにより、前年度と比べて10点増加している。）

- A：保健事業に関わる市町村職員人材育成事業
- B：県内市町村の現状把握・分析事業（特定健診・レセプトデータ等の分析）
- C：予防・健康づくり周知啓発事業（ラジオCMによる特定健診の周知・啓発）
- D：糖尿病性腎症重症化予防対策の推進に向けた保健指導従事者研修事業
- E：データヘルス計画の標準化に向けた現状把握・分析事業
- F：モデル事業（先進的な保健事業）〔令和5年度から実施〕

※ 国が設定する事業分類に従い上記A～Fの取組を行っていることが評価された。

・ 配点の変更されたことによる減少（▲6点）

（上記「国保ヘルスアップ支援事業」について「A～Cを実施している場合」の配点が8点から6点に変更されたこと及び「A～Cを実施している場合」の配点が10点から6点に変更されたことに伴い合計で6点減少している。）

※ 1点は 約2,300万円
(23点 = 約5億3,000万円)

【 指標②：事業内容や市町村への支援状況による評価 】 33点 → 10点 (▲23点)

・ 地域の課題分析を行った市町村が減少したことによる減少 (▲7点)

(「国保ヘルスアップ事業」の実施に当たり、全ての市町村が地域の健康課題などの分析を行っている場合に評価される。全ての市町村で行われなかったため前年度と比べて7点減少している。)

令和4年度 52/52市町村(100%) → 令和5年度 51/53市町村(96%)

・ 評価指標の削除に伴う減少 (▲16点)

「県が事業を行うに当たり、市町村の健康・医療情報の分析や事業の効果的な実施に向けた課題を把握して実施している場合」に評価される指標が削除されたことに伴い6点減少している。

また、「新型コロナウイルス感染症の拡大による健診の受診控えなどへの対策を行っている場合」に評価される指標が削除されたことに伴い10点減少している。

・ 重複・頻回受診者対策における医療関係団体との連携 (0点) ※ 新設指標

(削除された評価指標に代わり新設された「重複・頻回受診者対策」について、重複・頻回受診者対策に取り組む全ての市町村が、取組の成果目標を定め、地域の医師会・薬剤師会等の医療関係団体と連携して事業を実施している場合に評価される。取組を行った18市町村のうち、達成した市町村が8市町村だったため得点できなかった。)

令和4年度 8/18市町村(44%)

【課題と今後の取組】

国が設定する評価指標の変更により減点となった部分が大きかったことから、制度の動向を注視していく。

また、事業費分を活用し「国保ヘルスアップ支援事業」として行っている、レセプトや健康診査結果のデータ分析事業、市町村の「予防・健康づくり」担当者を対象とした人材育成研修、特定健診の周知・啓発のためのラジオCMを行うこと等により、引き続き、市町村の「国保ヘルスアップ事業」を支援していく。